

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム「福寿乃郷」

重要事項説明書

特別養護老人ホーム「福寿乃郷」重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

指定介護福祉施設サービスの提供開始に当たり、厚生省令第39号第6条に基づいて、重要事項を次のとおり説明します。

1 法人及び事業主体

区 分		内 容			
法 人	名 称	社会福祉法人福寿会			
	所 在 地	山形市飯田二丁目7番30号			
	代 表 者	理事長 荒井 寛			
	電 話 番 号	023(625)5212			
事 業 所	名 称	特別養護老人ホーム福寿乃郷			
	所 在 地	山形市飯田二丁目7番30号			
	管 理 者	施設長 大宮 和人			
	事業の種類		指定年月日	指定番号	入居・利用定員
	施設	介護老人福祉施設	平成25年4月30日	0670103688	100人
	居室	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		0670103696	空床利用
	電 話 番 号	023(625)5212			
	ファクシミリ番号	023(631)1102			

2 事業の目的及び施設運営の方針

項 目	内 容
(1) 事業の目的	介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護職員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービス等を提供します。
(2) 施設運営の方針	<p>ア 当施設は、人としての尊厳を尊重し、これまでの生活を大切にしながら、入居者が、その有する能力に応じて自律した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、相談援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話、その他生活全般にわたる入居者の生活づくりを支援します。</p> <p>イ 事業の実施に当たっては、家族や地域との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の福祉サービスや医療保険サービスとの密接な連携に努めます。</p>

3 施設の概要

(1) 施設等の種類及び説明	(種類)ユニット型指定介護老人福祉施設 (説明)「ユニット型指定介護老人福祉施設」とは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居室における生活と、入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的に生活できるよう、これに対する支援(ユニットケア)を提供します。
(2) 交通の便	ア JR奥羽本線・山形駅下車 タクシー15分 約5Km
(3) 土地、建物の面積等	ア 敷地 2,092㎡ イ 建物 4,124㎡ 耐火建築物 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
(4) 開設日	平成25年5月1日
(5) 居室以外の設備・施設	【ユニット部】介護ステーション、リビング、キッチン、浴室、洗面所、トイレ 他 【共用部】総合事務室、医務室、厨房、洗濯乾燥室、地域交流スペース 他

(6)入居定員	100人(1ユニット定員10人)
(7) 第三者評価の実施	一定の評価項目について、第三者の目から客観的に見た評価結果をご利用者への説明やインターネットなどで幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うことやサービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者のためになる質の高い福祉の実現を目指します。

4 入居に関する事項

(1)入居の条件	<p>ア 当施設では、「山形県特別養護老人ホーム入所指針」により、合議による入居判定を行い入居決定過程の透明性・公平性の確保をしております。</p> <p>イ 入居は、要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険の被保険者証でご確認願います。</p> <p>ウ 入居にあたっては、重要事項説明の後、契約書を取り交わして頂きます。</p> <p>エ 当施設は、医療機関ではありませんので、入院治療を必要とする方は入居できません。</p>
(2)持ち込み制限	家具等の物品のお持込については、施設に相談ください。

5 介護の場所

(1)居室の概要	<p>ア ユニット数及び居室数 100室(1人部屋) ユニット数10ユニット(1階2ユニット、2・3階にそれぞれ4ユニット)</p> <p>イ 空室状況は、施設に直接ご確認ください。</p> <p>ウ 部屋の空き状況により、施設が決定いたします。また、ご本人の心身状況により、居室を変更する場合があります。</p>
----------	---

6 職員の職種・勤務体制

職種別	職 種	員数	常 勤		非常勤		指定基準	摘 要
			専従	兼務	専従	兼務		
	管 理 者	1人	1人				1人	
	医 師	3人			3人		必要数	内科・歯科・精神科
	生 活 相 談 員	2人	2人				1人	
	介 護 職 員	54人	48人	1人	5人		34人	派遣3名
	看 護 職 員	7人	5人		2人		3人	
	管 理 栄 養 士	1人	1人				1人	
	栄 養 士	1人	1人					委託
	機 能 訓 練 指 導 員	1人	1人				1人	作業療法士
	介 護 支 援 専 門 員	1人	1人				1人	
	事 務 職 員	4人	1人	1人	2人			
	調 理 師(員)	7人	6人			1人		委託
	そ の 他	24人	67人			24人		業務員9名・宿直員4名 介護アシスト10名 栄養事務1名
	計	106人	67人	2人	36人	1人		

職務内容

管理者	【常勤1人】 福祉施設管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
医師	【非常勤3人】 医療及び看護にかかる業務を行い、入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。
看護師	【常勤5人 非常勤2人】 健康管理及び保健衛生並びに日常の直接生活支援処遇に関わる業務を行います。
生活相談員	【常勤2人】 日常の生活相談並びに生活支援処遇に関わる業務を行います。

介護支援専門員	【常勤1人】 施設サービス計画等に関わる業務を行います。
介護職員	【常勤49人】【非常勤5名】 入居者の日常の直接生活支援に関わる業務を行います。
機能訓練指導員	【作業療法士1人】 日常生活の全てにおいて、心身の維持・向上のため努力します。専門的な機能訓練においては、入居者の状況に適合した機能訓練を行い、機能回復・減退防止及び残存能力の開発に努めます。
管理栄養士及び栄養士	【管理栄養士1人・栄養士1人(委託)】 献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等の業務に従事し、調理の業務並びに衛生管理を行うほか、医師・介護支援専門員等と共同し、入居者ごとの栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養ケアマネジメントを実施します。
調理員	【(委託)7人】 調理に関わる業務を行います。
事務職員	【常勤1人、兼務1人】【非常勤1人】 施設運営に必要な事務を行います。

職員の勤務体制				
	勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間
特別養護 老人ホーム	早番	7:00	16:00	12:00～13:00
	日勤	8:30	17:30	13:00～14:00
	遅番	13:00	22:00	17:00～18:00
	夜勤	22:00	7:00	1:00～2:00
医務	日勤	8:30	17:30	12:00～13:00
	遅番	9:30	18:30	13:30～14:30
夜間時の 職員体制	介護職員5人 夜勤帯は2ユニットに1人の介護職員を配置します。			

※基本は上記内容での勤務体制となっておりますがケアの状況に応じて変更となることがあります。

7 認知症の方への対応等

(1) 認知症の方への対応等	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方の場合は、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を行います。 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束はいたしません。 本人の状況に応じて、居室を変更する場合があります。
(2) 契約上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、通常介護方法ではこれを防止できないなど、契約上の信頼関係を著しく損なうような場合に限り、契約を解除する場合があります。

8 入退居の手続き

(1) 入居	<ul style="list-style-type: none"> 所定の申込書に必要事項を記入してお申してください。居室に空きがあれば入居いただけますが、入居待機者がいる場合は、ご本人やご家族の状況等を勘案し、「入居判定委員会」における判定により入居決定をいたします。 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。
(2) 退居	<ul style="list-style-type: none"> 退居される場合は、退居を希望する日の30日前までにお申し出ください。

9 提供するサービスと費用

(1) 介護保険給付の利用料金及び対象となる主なサービス

	ユニット型個室に入居された方は、下記の料金となります。				
	ユニット型介護福祉施設サービス費(1日あたりの費用)			(単位・円)	
	介護度	介護費	利用料(30日)	+加算	
	要介護1	6,700	201,000		
	要介護2	7,400	222,000		
	要介護3	8,150	244,500		
	要介護4	8,860	265,800		
	要介護5	9,550	286,500		
ア 介護 保険 給付 対象 サー ビス 料金	<p>※指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)に定めるところによります。</p> <p>※当該介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者の負担額は介護保険負担割合証に基づきます。</p> <p>【加算についての説明】</p> <p>① 看護体制加算(Iロ)…1日につき40円</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤看護師を1名以上配置しています。 <p>看護体制加算(IIロ)…1日につき80円</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員を常勤換算方法で入居者数が25名又はその端数を増すごとに1名以上配置しています。 最低基準を1人以上上回って看護職員を配置しています。 看護職員による24時間の連絡体制を確保し、健康上の管理を行う体制を確保しています。 <p>② 夜勤職員配置加算(IVロ)…1日につき210円</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準を上回る夜勤職員を配置する場合に加算します。 夜間帯、喀痰吸引の実施ができる介護職員を配置しています。 <p>③ 個別機能訓練加算I…1日につき120円</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤専従の機能訓練指導員による、機能訓練を行う体制を取っています。 入居者ごとに機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的な機能訓練を行うと共に、定期的に評価を行った場合に加算します。 <p>④ 精神科医師定期的療養指導加算…1日につき50円</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科を担当する医師による月2回以上の定期的な療養指導を行います。 <p>⑤ 安全対策体制加算…入所時に1回200円</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定します。 				
	ア 介護 保険 給付 対象 サー ビス 料金	<p>⑥ 療養食加算…1回につき60円(1日3回を限度とし1回単位で算定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合に加算します。(経管栄養の為の濃厚流動食は対象外。) <p>⑦ 看取り介護加算I</p> <p>死亡日45日前～31日前…1日につき720円</p> <p>死亡日以前30日前～4日前…1日につき1,440円</p> <p>死亡日の前日・前々日…1日につき6,800円</p> <p>死亡日…1日につき12,800円</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に加算します。 <p>⑧ 外泊時費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅での外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として、1日につき2,460円を算定します。ただし外泊の初日及び最終日は算定しません。 <p>⑨ 初期加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所した日から起算して30日以内について、1日につき300円を加算します。また、30日を越える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様とします。但し、空床型短期入所生活介護事業の利用に引き続き入所された場合は、その利用期間を30日から除した日数につ 			

	<p>いて加算を算定いたします。</p> <p>⑩ 若年性認知症入所者受入加算…1日につき1,200円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決めニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算します。 <p>⑪ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ…1月あたりの総単位数×14.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の待遇向上を目的とした加算となります。 <p>⑫ 科学的介護推進体制加算Ⅱ…1日につき500円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に提供する施設サービスの質を向上させていくことを目的とした加算となります。 <p>⑬ 日常生活継続支援加算Ⅱ…1日につき460円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の要介護状態の者や認知症の新規入居者が多くを占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置すること等により加算します。 <p>⑭ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)…1日につき180円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上配置されています。 <p>※日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しません。</p>
<p>イ 介護 保険 給付 対象 の 主 な サ ー ビ ス</p>	<p>(ア) 食事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事は、できるだけ経口から摂取していただけるように援助します。 ・栄養並びに本人の身体の状況及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・ミキサー食・おかずの刻み食等に配慮します。また、自立支援のため、離床してリビングで食事を摂って頂くことを原則とします。 ・食事の時間は、入居者の方の生活習慣を尊重した適切な時間に提供し、また自律した食事の摂取ができる十分な時間を確保します。 <p>(イ) 入浴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室は個室でありプライバシーに配慮しながら入浴を行います。入居者の状態に沿った快適な入浴を行います。 <p>(ウ) 排泄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立排泄が可能となるように援助し、おむつは極力最後の手段とします。おむつが必要な方には、おむつの随時交換並びに随時介助を行います。またプライバシーの保護には十分配慮します。 <p>(エ) 離床等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・入居者が相互に社会的関係を築けるよう適宜レクリエーション行事を実施します。 ・生活のリズムを考え、生活にメリハリを持っていただけるよう指導・援助します。 ・尊厳に配慮し、適切な整容等が行われるよう援助します。 <p>(オ) 健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師による診療は必要に応じて診療日を設け、健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、協力病院である小白川至誠堂病院に引継ぎます。 ・入居者が外部の医療機関に通院する場合には、その送迎及び介助等を行います。 <p>(カ) 相談及び援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者及びその家族等からの相談については、誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <p>(キ) 社会生活上の便宜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者が日常生活を営むに必要な行政機関に対する手続きが必要な場合、入居者及び家族の状況によっては、その代行をします。 ・常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流の機会を確保なるよう努力します。

(2)介護保険給付対象外(自己負担)となるサービス					
ア 介護保険給付対象外料金	次に掲げるものは所要経費を負担して頂きます。 ① 食事の提供に要する費用…1,445円(日額) ② 居住に要する費用…2,066円(日額) 但し、①および②については、負担限度額認定を受けている方の場合、負担限度額認定証に記載された額をお支払いください。(下表参考) 【ユニット型個室】				
	入居者負担段階	食費	居住費	合計(日額)	合計(30日)
	第1段階(生保・老齢福祉年金等) 単身：1,000万円 夫婦：2,000万円	300円	880円	1,180円	35,400円
	第2段階(課税年金80万円以下) 単身：650万円 夫婦1,650万円	390円	880円	1,270円	38,100円
	第3段階①(課税年金80万超え120万以下) 単身：550万円 夫婦：1,550万円	650円	1,370円	2,020円	60,600円
	第3段階②(課税年金120万超え) 単身：500万円 夫婦：1,500万円	1,360円	1,370円	2,730円	81,900円
	第4段階(住民税課税世帯)	1,445円	2,066円	3,511円	105,330円
	③ 出納管理費	1,500円	④理容、行事参加費等	実 費	
イ 介護保険給付対象外の主なサービスの	<p>(ア)理容・美容 ・理容・美容は、週1回業者の出張による理容・美容サービスを行います。</p> <p>(イ)日常生活品の購入 ・入居者及び家族が、自ら購入が困難である場合は、施設が購入代行サービスを行います。</p> <p>(ウ)行事 ・入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽活動の機会の提供と、自立して行うこれらの活動の支援を行い、またレクリエーション行事及びクラブ活動を定期的或いは随時実施します。</p> <p>(エ)貴重品管理 ・貴重品はご自分で管理してください。不安のある方はご相談ください。 ・自らの手による金銭の管理が困難な入居者は、「福寿乃郷入居者預り金品管理要綱」に基づき、保管管理者である施設長をもって管理します。</p> <p>【預かるもの】 ・預貯金通帳、印鑑、介護保険証、健康保険証等</p>				
(3)消費税	介護保険給付対象外の自己負担(食費及び居住費を除く)については、別途消費税がかかります。				
(4)利用料金の改定	<p>ア 介護保険給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合には、変更になります。</p> <p>イ 介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変更その他やむを得ない事由がある場合には、事前に文書を交付して説明したうえで、利用料金を変更することがあります。</p>				

10 地域との交流

(1) ボランティア・実習生の受入	定期的及び随時にボランティア・実習生の受入を行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。
-------------------	--

11 医療機関への入院及び緊急時の対応

(1) 医療を必要とする場合の処遇	<p>医療を必要とする場合は、次の協力病院等において、診療を受けて頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小白川至誠堂病院(協力医療機関) 内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、心臓血管科、こう門科、リハビリテーション科、麻酔科 ・新田歯科医院 歯科 ・二本松会上山病院 精神科
-------------------	--

<p>(2) 入院を必要とする場合の対応、入院期間中の取扱</p>	<p>ア 本人に入院治療等が必要となった場合には、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介します。なお、ベッドの空き状況により、紹介先の施設に入院(所)できない場合があります。</p> <p>イ 病院又は診療所に入院した場合には、3ヵ月以内に退院すれば、退院(所)後も再び施設に入居できます。</p> <p>ウ 入所期間中に検査入院または外泊した期間がある時は、介護報酬請求の取り扱いに応じて算定される料金となります。 「1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)」</p> <p>エ 入所期間中の入院もしくは外泊7日目以降について、現在使用中の居室を引き続き利用する場合は介護保険適用外となり居住費全額実費(2,066円/日)となります。</p>
<p>(3) 緊急時の連絡方法</p>	<p>入居者に病状の急変が生じたとき等の場合には、速やかに、協力病院である小白川至誠堂病院へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。又、必要なときには親族の方にも連絡いたします。</p>

12 非常災害時の対応

別に定める「福寿乃郷消防防災計画」に定めるところにより対応します。

13 秘密保持

- ・職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取扱は契約終了後も同様とします。
- ・居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意を得るものとします。

14 苦情、その他の相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口及び公的機関で対応いたします。			
(1) 特別養護老人ホーム 福寿乃郷	受付担当者	生活相談員 三沢 悠 芦野 智栄	
	受付担当者	介護支援専門員 高野 佳寿子	
	受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 但し、国民の休日に関する法律に規定する休日、 12月29日～1月3日までを除く	
	電話番号等	Tel 023(625)5212	Fax 023(631)1102
(2) 山形市役所指導監査課	所在地	山形市旅籠町二丁目3番25号	
	電話番号等	Tel 023(641)1212 代表	Fax 023(624)8398
	利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 但し、国民の休日に関する法律に規定する休日を除く	
※他市町村保険者の方	基本的に介護保険者の市町村が窓口となります		
(3) 山形県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6番地	
	電話番号等	Tel 0237(87)8006	Fax 0237(83)3354
	利用時間	月～金曜日 午前9時00分～午後4時00分 但し、国民の休日に関する法律に規定する休日を除く	
(4) 第三者委員	受付担当者	法人監事 荒井安雄 様	TEL023(622)5892
		法人監事 梅津佐弘 様	TEL023(641)4201

15 事故発生の防止及び発生時の対応

- ・事故の発生又はその再発防止のための措置を講じます。
- ・入居者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、適宜県及び市町村等へ報告します。
- ・入居者に対する事業の提供により損害を与えた場合は、その責が事業所に帰するときは、損害を速やかに賠償します。
- ・事故の発生時においては、別に定める「福寿乃郷介護事故防止・対応マニュアル」に定めるところにより対応します。

16 施設の利用に関する留意事項

(1) 面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時間は午前10時00分～午後5時00分までをお願いします。 ・面会のときには、事務室前にある面会簿にご記入の上、職員に声をかけてから面会ください。 ・風邪、その他の伝染性疾患にかかっている方は、ご遠慮ください。 ・食べ物の持込については特に制限はありませんが、餅類、生物類の持込の際などは必ず職員に相談ください。又、飲み込みの悪い方や食事制限をしている方も入居生活をしておりますので、おすそ分け等については必ず職員に相談ください。
(2) 外出	医師から外出を禁じられている場合を除き特に制限はありませんが、事前に職員に届け出を出してください。原則としてご家族の付き添いが必要です。
(3) 居室・設備器具の利用	施設内の居室や、危惧は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。
(4) 禁煙・禁酒	建物及び敷地内は禁煙です。飲酒についてはご相談ください。
(5) 迷惑行為等	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入

	居者の居室などに立ち入らないようにしてください。その他、危険物の持ち込みや制限されている食べ物の持ち込み等、施設側からの説明を受け入れず、明らかに他者への迷惑行為とみなされ、共同生活に支障をきたす場合は契約解除となる場合があります。
(6)宗教活動等	施設内で他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設のサービス提供開始にあたり、入居者及び連帯保証人に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 住 所 山形県山形市飯田二丁目7番30号
 名 称 社会福祉法人福寿会
 特別養護老人ホーム福寿乃郷
 管理者 大宮 和人 ㊞

説明者 住 所 山形市飯田二丁目7番30号
 名 称 社会福祉法人福寿会
 特別養護老人ホーム福寿乃郷
 職 名 生活相談員
 氏 名 ㊞

私は本書面により、事業者から指定介護福祉施設のサービスについて重要事項の説明を受けて、同意して受領しました。

入居者 住 所
 氏 名

連帯保証人 住 所
 氏 名